

津波被災地域の寺社・祭礼と災害支援ネットワーク

—東日本大震災・東松島市大曲浜における神社再建、祭礼再開を事例に—

名古屋大学大学院環境学研究科（日本学術振興会特別研究員DC）

辻 岳史

1. はじめに

本研究は、被災後の地域社会における寺社再建と祭礼再開に焦点を当て、これらを支えた災害支援ネットワークの形成過程と条件を明らかにするものである。

災害研究では、災害リスクの削減に貢献する宗教共同体の役割が指摘されてきた (Gaillard and Texier 2010)。日本では、1995年に発生した阪神淡路大震災において、伝統仏教やキリスト教、神道、天理教などの宗教団体が組織的対応を行い、被災地への救援物資提供や被災家屋の撤去作業などに従事したことが知られている (三木 2015: 18-39)。また2011年3月11日に発生した東日本大震災においても、各宗教団体は被災地支援に関して組織的対応をみせている。例えば伝統仏教 (三木 2015: 40-58、藤森 2013、McLaughlin 2013a・2013b、北村 2013)、キリスト教 (三木 2015: 40-58、徳田 2015、McLaughlin 2013a・2013b、北村 2013、高橋 2013)、イスラーム (北村 2013: 336-339)、神道 (三木 2015: 40-58、黒崎 2013)、新宗教 (三木 2015: 40-58) など、諸宗教団体の支援活動が報告されている。

東日本大震災における宗教団体の災害支援について指摘したいのは、宗教者や宗教団体による支援が過去の災害以上に、大規模・広域的に行われていることである。東日本大震災で災害支援を展開した宗教団体には、阪神淡路大震災の被災地にて活動を展開した団体もあり、宗教団体による災害支援は、空間を越えて被災地間で行われている (徳田 2015)¹。また、宗教団体は救援物資の提供などの緊急対応だけではなく、発災後も被災者の精神的ケアなどの活動を継続的に展開している。近年の宗教界は災害支援を通じて、被災地のコミュニティとの長期的な関係構築を模索しているといえる (McLaughlin 2013a: 304)。東日本大震災における宗教領域に関わる広域災害支援ネットワークの形成過程を明らかにすることは、災害支援・災害復興研究に知見をもたらすものと期待される。しかしこれまでの研究の多くは、宗教学・宗教社会学のアプローチにもとづき行われていたことから、宗教者による災害支援、宗教団体間のネットワーク、宗教団体と被災地のネットワークの指摘にとどまり、被災地内の複数の団体・組織による災害支援対応に十分な焦点が当てられていない。黒崎浩行は、非宗教的者を含む複数のアクターが、寺社再建や祭礼再開に関わる災害支援ネットワークの一端を担う可能性を指摘している (黒崎 2013: 82-83)。また災害研究では、災害支援の成否を左右するものとして被災地域のコミュニティが指摘されており、地域住民組織をはじめとする被災地のコミュニティが発揮する「受援力」の重要性が論じられている (田中 2012、Daly 2014)。本研究ではこれらの議論を参照して、災害支援ネットワークの形成を明らかにするために、災害支援の受け手としての地域コミュニティと災害後の地域空間にて支援活動を展開する団体・組織との関係、宗教的主体と非

宗教的主体の双方の支援活動への参入経緯を明らかにしていく。

なお、寺社の再建・祭礼の再開における災害支援ネットワークの形成条件に関して、金表清は被災地の人々の死者を弔う志といった意識・動機を挙げ、災害支援ネットワークを「フレフレ意識のネットワーク」と表現している。(金表 2014: 57-58)。本研究ではこの議論をふまえて、被災地域の寺社再建・祭礼再開に関わる団体・組織間の関係に加えて、寺社再建・祭礼再開に関わる人々の動機・意識を明らかにしていく。

2. 被災地域における寺社再建・祭礼再開の困難

本研究では、東日本大震災の津波被災地域における寺社再建・祭礼再開を事例として、これらを支えた災害支援ネットワークの形成過程を明らかにする。事例の分析を行うまえに、東日本大震災の被災地における寺社再建・祭礼再開の困難を指摘しておきたい。その困難は、以下の二点に集約されると考えられる。

第一に、復興制度や公的支援の欠如である。東日本大震災では、復興基金や復興交付金といった復興制度に、寺社や祭礼の再建・再開は明確に位置づけられていない。他方、2004年に発生した新潟県中越地震では、復興基金制度における「被災者生活支援対策事業」に位置づけられた「地域コミュニティ施設等再建支援」のなかに、「被災地域・集落のコミュニティの場として長年利用されている鎮守・神社・堂・祠施設再建に対し支援する」という項目があった。新潟県中越地震の被災地域では、同事業を活用して各集落の神社や祠などが再建され²、被災者の評価も高かった(澤田ほか 2013)。

宗教や地域祭礼に関わる施設等への公的支援に関しては、政教分離の観点から問題視する声も根強い(山 2006: 158-160)。寺社や祭礼は、災害復興過程における公的支援適用のグレーゾーンに位置している。地域コミュニティの基盤として寺社が位置づけられ、復興基金を通じて公的資金が寺社再建に活用された新潟県中越地震の政策対応は、例外であつたかもしれない。日本においては、東日本大震災の被災地のみならず、今後の大規模災害被災地の復興過程で、寺社再建や祭礼再開に公的支援が適用される保証はない³。

第二に、地域コミュニティにおける資源の不足である。日本の災害復興過程では、住宅再建や産業再生という課題に取り組むことに、自治体のみならず地域コミュニティの人的・物的資源が配分される。このことから、災害復興の過程で地域コミュニティが寺社再建・祭礼再開に配分できる資源は限定的になる。また震災前からの人口減少・高齢化の潮流のなかで、地域コミュニティの資源が枯渇している可能性がある。寺社や祭礼に関する地域住民組織(氏子組織など)が形骸化している地域もあり、災害後の寺社再建や祭礼再開にさいして、地域コミュニティが主体的に対応できるとは限らない。

以上のように日本においては、災害復興制度における公的支援の欠如および地域コミュニティが保有する資源の不足から、被災地域のコミュニティが寺社再建や祭礼再開を実現することは簡単ではない。それゆえに寺社再建や祭礼再開に際して、地域住民組織、自治体、宗教団体、民間諸団体、NPOなどがいかに支援ネットワークを形成し、目的達成のため、

支援に必要な制度の形成とその柔軟な運用を実現できるかが肝要になる。また地域コミュニティにとっては、地域内外の団体・組織からいかに寺社再建、祭礼再開のための資源を調達することができるかどうかが、寺社再建・祭礼再開の成否を左右すると考えられる。

3. 調査方法

本研究では、定性的な事例研究法を用いている。主なデータは、2012年8月から2016年1月まで、報告者が継続的に実施した事例対象地域の寺社再建(東松島市大曲浜・玉造神社)と祭礼再開(大曲浜獅子舞)に関与した主なアクター(地域組織、地域建設業者、NPO、宮司、宮城県神社庁、東松島市外の支援団体)への聞き取り調査および、宮城県神社庁提供の資料、氏子組織提供の資料、新聞記事などの文書資料から得られた。また報告者は、2013年6月22日に挙行された玉造神社本殿竣工奉告祭(後述)の見学を行っている。

4. 事例の概要

4.1 事例対象地域

本研究の事例である大曲浜は、仙台市の北東約30kmに位置する東松島市の南東部に位置する。地域西部は石巻市に隣接し、南は仙台湾、北は貞山堀(北上運河)に囲まれている。震災前の人口は1664人、世帯数は538(2010年国勢調査)であった。

大曲浜は明治時代より沿岸漁業やカキ・ノリ養殖が行われてきた漁村であった。昭和期以降は集落に隣接する石巻市が北洋遠洋漁業の基地として発展し、大曲浜は北洋に出る漁船員の供給地となった(『石巻かほく』1989.9.23)。しかし1977年の排他的経済水域の設定を機に、大曲浜では沿岸漁場の整備開発、ノリ養殖を中心とする栽培漁業が推進された。

1970年代以降、大曲浜は漁業環境の変動と同時に、周辺地域の都市化に伴う住民層の変動を経験した。大曲浜は1968年の新都市計画法の施行とともに、全域が市街化区域(住居地域・53.6ha)に指定された(矢本町1988)。石巻都市圏の郊外化の影響をうけ、大曲浜には漁村の生活にゆかりがなく、漁業に従事しない新住民が移住・定住するようになった。

4.2 寺社・祭礼を管理する地域住民組織

本研究が対象とするのは、大曲浜の鎮守社である玉造神社と、玉造神社の祭礼であり、神社に奉納される無形民俗文化財の大曲浜獅子舞である。玉造神社は1692年(元禄5年)の洪水の際、浜に社が流れ着いたことを契機として漁民が建立したと伝えられている。震災前は集落東端の定川沿いに位置し、1700坪の境内に本殿・幣殿・拝殿が配置されていた(宮城県神社庁1976:331)。大曲浜獅子舞は享保年間(1716~1732)より伝承されるものといわれ、魔除けと火伏せを目的に1950年代半ば頃までは旧暦1月20日、1960年代半ばまでは新暦1月20日に演舞されてきた。また1983年には自治体(矢本町)により無形民俗文化財の指定を受けていた(無形文化遺産情報ネットワーク2014)。獅子舞に必要な用具は玉造神社境内の社務所に保管され、氏子や保存会会員の直会は社務所で行われていた⁵。

表1 震災前に寺社・祭礼を管理していた大曲浜の地域住民組織

	メンバーシップ	財源	主な活動
講連合組織 〔大曲浜区委員会〕	<ul style="list-style-type: none"> ・役員 講連の代表(4名) +行政課区長(6名) +議員OB(2名) =22名 ・一般講員 全世界の3分の1弱(約160世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同墓地使用料 ・近隣葬祭場の操業にかかる迷惑料 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同墓地の管理運営 ・環境整備 (海岸・運河の清掃等) ・東松島市への陳情 (年1回) ・水難者慰靈祭の開催 (8月・漁協と共同開催)
氏子組織 〔玉造神社氏子総代会〕	<ul style="list-style-type: none"> ・役員(総代) 12名 ・氏子 大曲浜全世界(535世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年始の集金 (お札と引き換え、 金額は各戸任意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・玉造神社の環境整備 ・例祭の実施(年5回)
祭礼運営組織 〔大曲浜獅子舞保存会〕	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数 35名(H22) 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏子総代会から拠出され る予算(年10万円) ・獅子舞振舞時に衣類者 から受け取る祝儀 	<ul style="list-style-type: none"> ・獅子舞の披露 (年始など年数回) ・大曲浜地区内小学校への 伝承活動

出典：各地域住民組織の幹部へのインタビューをもとに筆者作成

表1は、震災前に玉造神社と大曲浜獅子舞を管理していた地域住民組織である。大曲浜区委員会は、東北地方の農村・漁村にみられ、伝統的に地域のなかで生活互恵機能、自治組織機能、祭礼機能を有してきた契約講（岡山 2009、2013）の代表者により構成されたいた講連合組織である⁶。契約講は大曲浜の神社・祭礼を包括的に管理する組織ではないといえ、玉造神社に隣接する共同墓地の管理、水難者慰靈祭を通じて死者と地域住民を媒介する役割をもつという点で、祭礼機能を有する地域住民組織といえる⁷。

玉造神社氏子総代会は、玉造神社に関わる環境整備全般を担う氏子組織である。震災前より遠洋漁業や沿岸漁業を退職した高齢者が、総代の扱い手となることが慣例化していた。大曲浜獅子舞保存会は、獅子舞が神社に奉納されることから、総代会の下部組織に位置づけられ、大曲浜の地域住民組織のなかでも活動を獅子舞の演舞に特化させた機能集団（武田 2005）、祭礼運営組織である。保存会は総代会から活動資金の提供をうけているが、会員には若者が含まれ、氏子総代との人員の重複は少なく、総代会から相対的に独立して活動を行っている。保存会設立の経緯として、1960年代頃の遠洋漁業の隆盛に伴う獅子舞の担ぎ手の不足と獅子舞の一時中断がある。1973年に獅子舞の存続に危機感を抱いた一部の若者が、保存会の前身となる獅子舞愛好会を設立した。震災前の保存会は、演舞日程を新暦正月3日に変更したり、1980年代以降には大曲浜の児童が通う小学校での伝承活動に着手するなど、集落住民の生活環境の変化に対応しながら活動を展開していた。

4.3 神社・祭礼の被災から再建へ

東日本大震災に伴う津波により、大曲浜では280名以上の死者・行方不明者が生じた⁸。大曲浜全域が浸水し、集落は面的・壊滅的の被害をこういった。このことから、東松島市の復興計画のなかで当該地区は全域が災害危険区域に指定され、住宅の新築が不可能になった。

表2 寺社・祭礼を管理していた大曲浜の地域住民組織の人的・物的被害

	人的被害	物的被害
【大曲浜区役員会】	・委嘱者をはじめ、複数の幹部が亡くなる ・職員世帯の流出(50世帯超) ・組の解散(7組→6組)※2015年8月時点	共同墓地の墓石が流失、散逸
【玉造神社氏子總代会】	・若代12名のうち6名が亡くなる ・宮司行方不明	神社本殿、幣殿、拝殿、社務所が流出 藩蔵福岡神社(未だ)石鏡が崩壊
【祭社連携組織 〔大曲浜獅子舞保存会〕】	・会長、副会長をはじめ幹部ら4人が亡くなる	獅子頭(9つ)のうち6つが流出、 1つが使用不能、木鏡(6つ全て流出)

出典：石巻日日新聞（2012.1.30）、各組織のリーダーへの聞き取り調査より筆者作成

玉造神社は津波の被害をうけ、本殿ほか境内の全ての建造物が流失した。また、大曲浜に居住していた宮司も行方不明となつた。大曲浜獅子舞に関しては、大曲浜獅子舞保存会の会長など幹部が複数名亡くなり、太鼓や獅子頭のほとんどが津波により流失した（表2）。次節以降の分析に先立ち、被災後の玉造神社の再建と大曲浜獅子舞の再開の経緯を簡単に確認しておく。被災後、玉造神社氏子總代会の幹部らは、2011年5月・2012年5月・2013年6月と複数回にわたり、建設業者・NPOの支援を受け、瓦礫撤去・鳥居の設置等に着手し、境内の整備を行つた。さらに神社庁の復興支援制度を活用し、整備後の境内に仮殿を設置した。その結果、2013年6月22日に玉造神社本殿竣工奉告祭の挙行が実現した。

大曲浜獅子舞保存会は、2011年8月13日に震災後初の会議を開き、活動休止や廃止を含めて協議した結果、全会一致で獅子舞の存続を決定した。その後、地域内外の支援団体より流出した獅子頭や太鼓の調達のための支援をうけた。2012年1月3日には被災した大曲浜と市内仮設住宅にて、震災後初の獅子舞を披露している。獅子舞の再開後、保存会は支援団体との関わりを保ちながら、2012年以降は年間50～60回という震災前の水準以上の演舞機会を設け、市外・県外で積極的に獅子舞を披露している⁹。

5. 宮城県神社庁の組織対応

東日本大震災に際して、全国の神社を統括する神社本庁は、震災直後に災害対策本部、2011年7月に震災対策室を設置し、被災県の神社被害状況の調査、各県神社庁との連携、被災した神社への支援に関する情報共有・発信を展開していく（黒崎2013: 64-65）。本文稿では以降、宮城県神社庁による組織対応を明らかにしていく。

宮城県神社庁は1946年に神社本庁の設立に伴い県内に設置された。宮城県に19の支部を置き、931社の神社を包括している¹⁰。関連団体として若手神職（宮司・禰宜など）による「宮城県神道青年協議会」（1949年設立）や、各地の神社総代による「宮城県神社総代連合会」（1955年設立）が存在する（宮城県神社庁1988: 7）。前者は全国組織である「神道青年全国協議会」の支部組織であり、全国に広がる神職のネットワークの一部である。

宮城県神社庁がその活動史のなかで、大規模災害に組織対応をみせたのは、東日本大震災がはじめてではない。1978年に発生した宮城県沖地震の際、宮城県神社庁は県下の宮司

に被害状況の報告を要請し、被害額と復旧見通しをまとめた報告書を作成した。この報告書をもとに、宮城県神社庁は神社本庁に災害見舞金を要請し、結果として神社本庁、各県神社庁より見舞金を受領し、被災神社に配分した(宮城県神社庁 1988: 37-41)。とはいえ、宮城県沖地震当時の宮城県神社庁による組織的な支援は、経済的側面から県内神社がこうむった被害を考慮すれば、限定的なものであった¹¹。

東日本大震災では、宮城県沖地震をはるかに上回る県内の神社が被災した¹²。甚大な被害をうけ発災後の宮城県神社庁の組織対応は、宮城県沖地震当時と比較してより広範に展開された。宮城県神社庁がおこなった組織対応としては、以下の二点を挙げておきたい。

第一に、災害支援物資を分配する全国的なネットワークを整備したことである。震災後、神道青年協議会に災害対策委員会が設置されたことから、神職のネットワークを通じて全國から支援物資が宮城県に寄せられるようになつた。宮城県神社庁はこれらの支援物資を被災地域・神社に届けるため、県内被災地域を5ブロックに分け、内陸部で広大な境内をもつ5社を全国から寄せられた支援物資を保管する拠点として指名し、この拠点神社より5ブロックの地域に支援物資を配達させた¹³。緊急期以降は、全国から氏子・神職のネットワークを通じて、寺社再建や祭礼再開に必要な用具（しめ縄や賽錢箱などの祭具など）が寄せられたが、これらの配分は各被災地域の神職と宮城県神社庁の調整により行われた。

第二に、被災神社社殿再建計画の策定・運用が挙げられる。宮城県神社庁は震災前から、神社の建造や修復を通じて大手ゼネコン・設計事務所・建築業者と取引関係をもつっていた。震災発生後、宮城県神社庁はこれらとの取引先の支援を要請し、単独で社殿を再建することが困難な神社・氏子組織に対して提供する仮殿を規格化し提供した。この取り組みは、他の被災県神社庁が行わなかつたものである。仮殿の財源は表3の神社庁災害復興支援金を原資としており、材料は伊勢神宮・神社本庁から寄せられる復興支援用木材である。写真1 大曲浜に建設された仮殿
仮殿の建設・設置に際して仮殿の組み立て、木材の（2013年6月17日筆者撮影）運送などにかかる資金は、神社庁および宮城県神社庁の復興支援制度により拠出されたため、被災地域の神職・氏子は資金を提供する必要はなかつた。宮城県神社庁が被災神社への仮殿提供という組織対応を行った

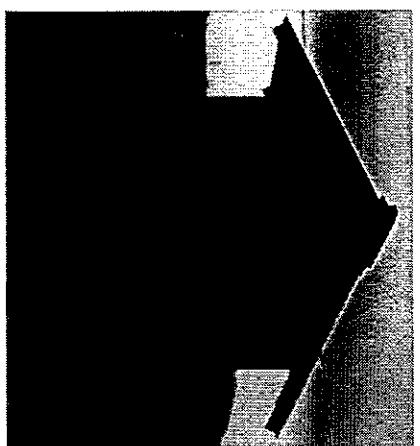


表3 神社関連組織の主な支援制度

支援制度	管轄	原資	金額
神社復興支援金 拝施設）	宮城県神社庁	義捐金	50万円(宮司本務社) 20万円(宮司兼務社)
ある被災神社の活動停止とみなさ れる恐れがあり、宗教法人（被災 神社）の解散という事態が憂慮され たからである ¹⁴ 。宮城県神社庁職員は、氏子・官司の被災状況を鑑みれば、地域による自力	神社本庁	義捐金	100万円
復興支援用木材 の提供	伊勢神宮	—	被災地域までの運搬費・ 加工費を神社本庁が負担
神社本庁	—		

の神社再建は困難であり、組織的支援が必要であると言及している。

一神社が復興できるようなもんじやないんです。〔地域の神社は〕地元の人の支援とか維持費とか、祭典費とかそういうもので、だいたい経営してるんですね。そういう被害でいくと資金もない。宮司さんだってとても…じゃあ〔社殿再建の〕業者どう探す?設計図面誰頼むの?無理でしょ。

(2014年3月25日に実施した宮城県神社庁へのインタビューより)

6. 玉造神社の再建

6.1 玉造神社氏子総代会の緊急対応¹⁵

2011年5月19日に玉造神社氏子総代会の総代6名が、被災状況を確認するため震災後はじめて玉造神社鎮座地に集まった。湾口に位置していた玉造神社鎮座地は倒壊した社殿や近隣の住宅の瓦礫などで溢れていたことから、総代会は当地での神社再建を断念し、末社の福殿稻荷神社鎮座地に玉造神社を再建する意志を確認した。福殿稻荷神社鎮座地は隣接する共同墓地の墓石が散逸した状態だったものの、玉造神社鎮座地ほどではなかったのである。総代役員はまずは個人的な親交関係をたよりに、行方不明になっていた宮司の代わりに、祈禱を行うことのできる友人の宮司に連絡をとり、玉造神社鎮座地で祈禱を行った。

総代会は神社再建に向けてまずは境内の瓦礫を撤去する必要があった。総代役員らは5月中旬に、東松島市に境内地の瓦礫撤去を依頼したが、瓦礫処理を管轄する市の環境部局には断られた。その後彼らは、講連合組織である大曲浜区委員会が震災前から蓄積していた資金を用いて、人海戦術により福殿稻荷神社鎮座地および隣接する共同墓地の瓦礫撤去・清掃を行うことを決めた。総代6名のうち、3名は講連合組織の幹部を兼ねていたことが、地域組織間の財源流用の決定を可能にした。福殿稻荷神社境内地の清掃は、5月22日から26日の4日間にかけて行われ、若者を含めて毎日約100名の大曲浜住民が集まつた。清掃作業を集まつた住民には講連合組織の財源から1日5000円が拠出された。

しかし、以降の玉造神社再建に向けては二つの障壁があった。第一に、神社境内に散乱する大型の瓦礫処理と、石碑・鳥居等の移設である。これらの作業は、住民による人海戦術ではできず、重機の使用が必要であった。東松島市の助力は期待できなかつたため、総代役員は、市内の有力建設業者である東松島市建設業協会会长に依頼をし、重機と作業員を動員させ、境内の整地と鳥居・石碑の移設を実現した（後述）。

第二に、神社用地の移転登記変更・土地売却の手続きである。福殿稻荷神社用地に玉造神社を登記変更することは仮殿設置の前提条件であり、神社庁との調整を要したため、神職の支援が必要であった。総代役員は祈禱を依頼した宮司に依頼し、兼務社として玉造神社を担当するよう依頼した。結果、この宮司が宮城県神社庁との登記変更および仮殿設置の調整を担つた¹⁶。さらに、移転後の玉造神社用地の売却に際する書類作成と官庁との調整に関して、総代役員は大曲浜を活動区域の一つとして管轄する地域自治組織である大曲市

民センターのセンター長に支援を依頼した¹⁷。このように、玉造神社再建を主導した総代会は、被災により不足する大曲浜集落内の資源を、集落外の団体・組織に働きかけることで補い、玉造神社再建を実現する姿勢を示し続けてきた。

言葉は悪いけども、利用するものって、そんとき頼めるのはみな頗んだのさ。〔神社の再建は〕俺たちだけでできねえことだっちゃ？

(2014年9月14日・玉造神社氏子総代会へのインタビューより)

6.2 被災地域内で活動していた団体・組織の対応

6.2.1 東松島市建設業協会の支援¹⁸

先述したように、玉造神社氏子総代会の支援要請をうけ、神社境内の瓦礫処理・境内整備に市内の建設業者が動員された。それでは、建設業者の動員はどのような経緯でなされたのだろうか。そして、建設業者はどのような支援の動機をもっていたのだろうか。

玉造神社の境内整備に動員された建設業者は、主に市外2業者¹⁹、市内2業者である。うち市内2業者は東松島市建設業協会の会員企業である。東松島市建設業協会は2005年の東松島市誕生を機に結成された産業団体である²⁰。2005年の発足当時より、同会会長は玉造神社の支援に関わった地域建設業者H社社長が務めていた²¹。同会には市内建設業者51社(2012年10月1日時点)が加入している(横須賀建設業協会 2012)。

玉造神社の境内整備に従事する市内建設業者の動員は、建設業会会长の指示により行われた。この背景には、震災後に東松島市と建設業協会が構築した復興体制があった。建設業协会会长は、3月11日の発災当日に災害対策本部に赴き、市長より瓦礫処理に関する指揮を一任された。建設業协会会长は市内を18ブロックに分け、市内の建設業者に担当ブロックを指定し作業指揮を行った。3月20日には建設業会会长から協会員に対して、瓦礫置き場の設置に関する現場管理の指示が出された²²。建設業协会会长に応急対応の情報・権限を集中させ、瓦礫処理を行うこの体制は、後に「東松島方式」と呼ばれるようになった。玉造神社の境内整備は建設業協会により、東松島方式の災害応急対応の「特殊業務」として位置づけられた。2011年5月中旬に総代会から玉造神社境内の整備を依頼され、一度は断った市環境部局が、建設業协会会长に玉造神社境内の整備について相談・依頼した。これをうけて、建設業协会会长は神社境内整備に際して、大曲浜の事業者を優先的に派遣し、市内で公共事業受注などの実績がある建設業者を責任者に指名したうえで、多い時は20名ほどの作業員を派遣し、重機を用いた境内の整備作業にあたらせた。

こうした建設業協会の組織対応が行われた背景としては、第一に、過去の災害対応に際しての東松島市との連携の経験が指摘できる。2003年に発生した宮城県北部地震の際に、矢本町(現・東松島市)当局は建設業協会に約150戸の被災建物解体業務を委託した。この経験から、東松島市長と建設業协会会长は震災以前より、大災害発生時に両者の協力・連携を前提とした議論を行っていたのである。第二に、復興事業を受注する立場としての

地域貢献への動機である。建設業協会会长は、復興特需により利益を享受している以上、地域・被災者に貢献する支援を行う必要があると言及している。

今我々の商売は復興の上に成り立ってる商売でしょう。だから儲かったとか、当然利益は出させてもらってるけども、そういういわゆる寄付行為とか、そういうのはどんどんやって、還元しなくちゃいけないんだね。

(2014年2月7日に実施した東松島市建設業協会会长へのインタビューより)

6.2.2 NPO 法人児童養護施設支援の会の支援²³

玉造神社の再建に際しては、震災後に市内で活動していたNPO団体の支援もみられた。NPO法人児童養護施設支援の会は、震災前は県外で活動していた団体だったが、2011年3月の発災直後より東松島市の災害支援活動に参入し、継続的な支援活動を行ってきた。

同会は震災直後より東松島市との連携を念頭に置きつつ、災害支援活動を展開していた。同会は市内にボランティア宿泊所・資材置き場といった活動拠点をもっていたが、この拠点は東松島市が同会の活躍を認めて紹介したものである。また、東松島市に市外企業から寄贈された重機を、同会は市から寄贈されている。活動面では、市当局・市社会福祉協議会が行っていた市外からのボランティアに作業を割り振るコーディネートを、市役所・社会福祉協議会の目が届きにくい地区を中心に、市役所や社会福祉協議会に替わって行っていた。そして、民家を中心汚泥除去などの作業をボランティアに割り振っていた社会福祉協議会の手が届きにくい、公共施設・宗教施設などの汚泥除去・瓦礫撤去作業を行っていた。NPO法人児童養護施設支援の会は支援活動について、災害対応や復興事業に伴う激務のなか、行政職員を支えるのも被災地支援であるという動機を示していたのである。

NPO法人児童養護施設支援の会が玉造神社再建に関与したきっかけは、総代会からの依頼ではなく、他地区的墓地清掃等を行っていた同会の活動を知った大曲市民センター長からの依頼であった。同会は2012年5月末に、重機と会員数名を派遣し、玉造神社鎮座地から移転先の福殿稻荷神社境内地への石碑の移動、境内整備、鳥居の設置を行った。同会の支援により、玉造神社境内の整備に関して残る作業は社殿・植栽等の設置のみとなつた。

7. 大曲浜獅子舞の再開

7.1 大曲浜獅子舞保存会の緊急対応

大曲浜獅子舞保存会が被災後の2011年8月13日に協議し、獅子舞の存続を決定したことは既に述べた。獅子舞再開にあたり、障壁となつたのは獅子頭や太鼓などの祭具の調達である。はじめに保存会の祭具調達を後押ししたのは、東京都大田区・羽田神社からの義援金である(後述)。保存会はこの義援金により、祭具調達を行うことができた²⁴。そして2011年8月以降、瓦礫の中から2つの獅子頭が発見されたことから祭具一式が揃い、2012年1月3日の獅子舞再開が実現した。次項以降、東松島市外の自治体の東松島市への災害支援

体制を確認したうえで、被災地域外の支援団体が大曲浜獅子舞保存会に支援を行った経緯と、支援の動機を明らかにしていく。

7.2 被災地域外の自治体・団体・組織の対応

7.2.1 東京都大田区・埼玉県東松島市の災害支援体制

東京都大田区と東松山市は、いずれも震災発生直後から自治体をあげて東松島市に対する災害支援活動を行ってきた。大田区が東松島市を支援するきっかけは、宮城県の仲介であった。大田区は東京都トランク協会太田支部の協力をうけ、2011年3月18日に職員を派遣し、支援物資を東松島市に届けた。その後、東松島市の要望をもとに建築職などの職員派遣を行うとともに、2011年4月7日に「大田区被災地支援ボランティア調整センター」を設置し、同センターは被災地ボランティアを志望する区民と東松島市での支援活動をつなぐコーディネート機能を發揮していく。センターは東松島市内に拠点を設置し、滞在型の支援を展開した。同センターを介して東松島市で行われた汚泥除去などの支援活動は2012年2月末時点で延べ83回、参加ボランティア数は延べ5042人に上った²⁵。こうした官民によるボランティア活動をうけて、2011年7月21日に大田区は東松島市と災害時相互応援協定を締結した（『読売新聞（東京朝刊・都民版）』2011.7.21）。

他方、東松山市が東松島市への支援活動については、自治体の動きが先行したわけではなく、市民団体・民間企業の動きが先行した。発災直後から市民団体「東松山震災ボランティアの会」が東松島市へのボランティアバスツアーを開催し（後述）、同会のコーディネートにより一定数の東松山市民が東松島市でボランティア活動を行っていた。このことから2011年5月の全国市長会にて東松島市長より東松山市長に謝意が示され、さらなる支援要請がなされた。後日、東松山市が数億円規模の記念事業予算を災害支援予算として活用することを希望していた市内企業B社を東松島市へ仲介しことをきっかけに、自治体間の関係が始まった。東松山市はB社の支援物資提供時期に合わせて2011年8月26日に災害時相互応援協定の覚書を東松島市と調印²⁶、2011年11月には正式に協定を締結した。協定締結後、東松山市は府内に「東松島市支援事業実行委員会」事務局を設置し、一般財源から予算を拠出し、市内NPO・企業・学校等との産官学連携による支援活動を継続している²⁷。さらに東松山市は2015年11月7日に、東松島市と友好都市の盟約を締結している。

7.2.2 羽田神社宮守会/羽田青年連合会の支援²⁸

東京都大田区羽田の総鎮守である羽田神社は、3000人に及ぶ神輿の担ぎ手と、30000人を超す見物客が訪れる夏期例祭「羽田まつり」で知られている。例年7月最終土曜・日曜に開催される羽田まつりの運営を取り仕切るのは、神輿を有する羽田16町内に存在する青年会の連合組織である羽田青年連合会である²⁹。羽田神社宮守会は、青年連合会で活動実績をあげた壮年層を中心に構成され、神社とともに年中行事を行う地域住民組織である。震災が発生した2011年の上半期、浅草神社の三社祭（5月）、品川神社の例大祭（6月）等、

東京の主要な神社は自肅ムードのなか祭礼開催を中止した。宮守会・青年連合会も協議の場を設け、羽田まつりの中止を検討した。しかし、彼らは自肅ムードで地域が暗くなることを嫌い、羽田まつりの開催を決める。開催に際して、彼らは被災地への支援の意志と散意を形に残すことを志向し、「復興日本」という手ぬぐいを約3000本製作、まつりに関わる人々に販売した。その売り上げは150万円に上り、義援金として十分な金額に達した。

当初、宮守会・青年連合会は義援金の送り先として日本赤十字への寄付を検討していた。しかし、赤十字への寄付は支援先地域が把握できない可能性があること、宮守会の幹部が区役所で勤務しており、2011年5月に2週間ほど東松島市に派遣されていたこと、大田区が組織的にボランティアを派遣していたことから、宮守会・青年連合会は義援金の寄付先に東松島市を選択した。彼らは、東松島市役所を訪問し、副市長と総務部長に義援金を寄贈した。義援金の寄贈先や使用用途について、宮守会・青年連合会は神社関連団体・組織を指定したわけではなかった。東松島市が、羽田神社の義援金を大曲浜獅子舞保存会に全額寄贈する判断を下した。義援金の寄贈をうけ、保存会は2011年11月に羽田神社関係者宛てに義援金寄贈の礼状を贈った。礼状を受け取った宮守会幹部は、このときはじめて義援金が保存会に渡ったことを知ったのである。保存会は御礼の意をこめて、羽田神社での獅子舞奉納を申し出て、宮守会・青年連合会は受諾した。こうして2012年の羽田まつりにおける大曲浜獅子舞奉納が実現した。以降、2014年1月の羽田小学校での大曲浜獅子舞演舞、2014年の羽田まつりへの大曲浜獅子舞再訪、2014年8月の東松島市夏祭りへの羽田の神輿訪問など³⁰、大曲浜獅子舞保存会と羽田神社宮守会・青年連合会は交流を継続している。

7.2.3 東松山震災ボランティアの会(NPO法人チーム東松山)の支援³¹

東松山震災ボランティアの会は2011年4月16日に任意団体として設立され、2012年7月にNPO法人化した市民団体である。同団体は1998年に設立された東松山市環境市民の会の中心メンバーで構成されており、中心メンバーは東松山市の環境基本計画策定に策定委員として関わるなど、震災前から東松島市との協働をもとに事業を進めていた。震災発生後、東松山震災ボランティアの会は東松島市内の運輸業者とともに2011年4月16日から東松島市へのボランティアバスツアーを実施し、2011年内に2泊3日のツアーを計32回開催した³²。被災地に拠点を設けない形式の支援活動であったとはいえ、東松島市や市内の在宅被災者、先述したNPO法人児童養護施設支援の会との連携のうえで初動期よりボランティアの動員に成果を上げ、2011年9月28日に設立された東松島市内で活動する支援団体の連絡機関である東松島市復興協議会にも名を連ねた。

東松山震災ボランティアの会は、2012年1月の大曲浜獅子舞保存会再開までは、直接的な支援を行っておらず、支援を動機とする活動が保存会との最初の接点ではなかった。同会と大曲浜獅子舞保存会は、同会がバスツアーと並行して実施していた「被災地東松島から学ぶツアーア」ではじめて接点をもった。2011年11月のツアーオープン前にテレビ番組で保存

会の存在を知った同会代表は、保存会に連絡をとり、大曲浜の被害状況の観察、獅子舞再開について保存会からツアー参加者に話をする機会を設けた。獅子舞再開後の2012年2月にも「被災地東松島から学ぶツアー」が開催され、再開後の保存会による獅子舞の練習の様子を見学した。その後、このツアー参加者からの要望もあり、2012年4月の東松山市観光協会が事務局となり、市民が企画・運営するイベント「夢灯路」に大曲浜獅子舞保存会が招待され、保存会は東松山市で演舞を行った。NPO法人チーム東松山となつた2012年度以降も、2013年度・2014年度と、「夢灯路」に保存会を招待することが恒例となつた。

大曲浜獅子舞保存会にとって、獅子舞再開後は招待講演の交通費や、用具置場・練習場の建設費を確保するため、経済的支援が必要であった。NPO法人チーム東松山は、東松山市の商工関連団体や市民から「夢灯路」の際に募金を集めることで、保存会に経済的支援を行つた。また2014年には保存会の要請をうけて「大曲浜獅子舞応援団」を結成し、基金運営による保存会への継続的な運営資金の提供を行つてゐる³³。2016年度以降は、友好都市、東松山市の東松島市支援事業の目的である「市民の相互交流」をふまえ、制度化された自治体間支援の枠組みのなかで東松山市の市民団体と保存会を含む東松島市の市民団体との交流、東松山市行政・市民団体から東松島市行政・市民団体への支援が検討されている。

8. 結論・考察

本稿の知見は、以下の通りである。第一に、地域住民組織・自治体・企業・NPOといった複数のアクターにより震災後に構築された災害復興体制・自治体間被支援体制と、寺社再建・祭礼再開に寄与した広域支援ネットワークは、不可分であったことである。玉造神社再建と大曲浜獅子舞再開に際しての地域住民組織と支援団体・組織の関係構築は、一面的には偶發的にみえる。しかし「東松島方式」による自治体の建設業協会への委託による瓦礫処理体制が構築されていたことで、建設業協会による玉造神社への支援が促進された。また大曲浜獅子舞保存会への地域外の団体・組織の支援参入は、東京都大田区・東松山市と東松島市の自治体間支援関係、東松島市・東京都大田区・東松山市における自治体と市民団体の協働といったガバナンス型支援体制（田中 2015：5）が基盤にあつた³⁴。

第二に、復興制度による寺社・祭礼再開にかんする公的支援の欠如を、震災後に形成された制度が補完したことである。震災後に形成された制度は、神社庁の復興支援制度といった寺社・祭礼の領域に聞わるものだけではなく、東松島市の瓦礫処理体制など、寺社・祭礼の領域に直接的な関わりのないものも含まれていた。

第三に、地域内外の団体・組織が寺社再建、祭礼再開の支援に参入する意識・動機は多様であり、支援団体・組織の間に支援意識・動機の共有がみられなかつたことである。また支援団体・組織は、支援対象者として宗教者/非宗教者の差異を意識していなかつた。さらに、支援団体・組織は震災後に形成された自治体間支援関係、被災地域内の団体・組織の関係から「東松島市（民）」という支援対象を意識していたが、支援活動への参入当初から玉造神社氏子総代会、大曲浜獅子舞保存会への支援を志向していたわけではなかつた。

本研究の知見にもとづき、若干の考察を加えておきたい。黒崎浩行が指摘するとおり、本事例においても寺社・祭礼の領域における災害支援ネットワークの形成に、被災地域を越えて複数のアクターが関与していた(黒崎 2013: 82-83)。本研究の分析からは、こうしたアクターの寺社祭礼・祭礼再開への支援参入は偶発的なものではなく、震災後に被災地域内外、宗教/非宗教の領域で形成された諸制度が機能していたことが示唆された。災害研究では被災地住民のもつ価値が、生活再建における意思決定に与える影響が指摘されている(Henry 2013)。金斐清が主張するとおり、被災地の人々の寺社再建・祭礼再開に関する意識や動機として、亡くなつた人々への志があることは確かであろう。しかし、支援者の参入については、こうした意識や動機は必要条件ではない。災害支援ネットワークはアクター間の支援に関する動機・意識の共有により形成され、拡大するのではなく、諸制度により複数のアクターが接続されることで形成され、拡大するのではないだろうか。また、本稿で分析した東松山市と大曲浜獅子舞の関係を参照すれば、自治体間の災害支援の制度化は、空間をこえて被災地の寺社・祭礼の維持を支えるものになる可能性も示唆される。

最後に、東日本大震災の被災地における今後の復興も含めて、災害時の寺社や祭礼の再建・再開支援に関する課題を指摘しておきたい。被災地域全体を見渡してみると、本稿を執筆している震災5年目の2016年1月現在で、寺社の再建および祭礼の再開がなされていない地域も散見される。もちろん、これらは地域住民による選択の結果である可能性もあるため、非当事者が寺社再建や祭礼再開を過剰に称揚することは避けなければならない(龍澤 2014)。とはいっても、現在の東日本大震災の被災地域においては、地域コミュニティが保有する資源の不足、そして地域コミュニティをとりまく制度的条件から、寺社再建や祭礼再開を望む地域コミュニティが外部支援にアクセスできていない可能性がある。そして、今日の東日本大震災の被災地域では寺社再建・祭礼再開について格差が拡大しており、支援の公平性の問題が顕在化している可能性が指摘されている(橋本 2015: 167-175)³⁵。

災害時の寺社再建・祭礼再開への公的支援は、政教分離の観点から慎重な判断が求められるとはいえ、こうした支援格差の縮小に貢献しうる。既に、東日本大震災の被災自治体においても、寺社再建および祭礼再開に公的支援を行う制度の運用が始まっている³⁶。今後の日本における復興関連法制度において、地域コミュニティの再建に関わる寺社再建や祭礼再開に対する政府・自治体の役割はいかに位置づけられるだろうか。政府・自治体による被災地域のコミュニティへの直接的な公的支援だけではなく、政府・自治体から寺社再建や祭礼再開の支援に関わる宗教団体や民間団体、NPOへの間接的支援についても検討の余地がある。災害時における寺社再建や祭礼再開に関する支援の制度をいかに整備するかという課題については、事前復興の観点からも活発な議論が期待される³⁷。

〔付記〕

本稿は JSPS 科研費（特別研究員奨励費）（基盤研究 B 「東南海・南海地震に対する脆弱性とプリペアードネスに関する実証的研究（代表者・黒田由彦）」）の研究成果の一部である。

[注]

- ¹ 阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災で災害研究・被災地支援を展開した渥美公秀は、災害を経験した被災地の個人・組織による後に発生した災害の被災地でボランティア活動、災害の記憶や教訓の伝承活動などの実践を、「被災地のリレー」と表現している（渥美 2012）。
- ² 新潟県中越地震の際の復興基金を活用した宗教施設の再建事例の一つに、川口町小高集落の薬師堂の再建が挙げられる。震災以前より、薬師堂は小高集落の住民が集まる場であった。震災後、小高集落では集団移転が実施されたが、薬師堂もまた集団移転時に移設再建され、再建資金には復興基金が活用された。しかし、用地売買に基金を介在させることはできず、小高集落の住民は用地売買を自治会の運営費によつて行ったという（安部 2013:186）。
- ³ 豊田利久は東日本大震災の復興基金制度を検討した研究のなかで、「事実上のゼロ金利状態では基金の運用による事業展開ができるない」という現在の経済環境下では、従来型の復興基金は維持不可能であるとの見解を示している（豊田 2012）。

⁴ 宮城県教育庁文化財保護課作成の資料を参照（大曲浜獅子舞保存会より提供）。

⁵ 2014年9月19日に行つた大曲浜獅子舞保存会会長、若手会員への聞き取り調査より。

⁶ 岡山卓矢は民俗学の立場から東北地方の契約講を事例とした研究成果を重ねている。岡山は契約講と同族との関連、家（戸）の契約講加入に関する慣習、契約講の生産互恵機能・自治機能・祭礼機能の歴史的変容を分析し、村落の地理的範域と契約講の活動領域を無意識に重ね、「ムラ」と形容する社会学者のイエ・ムラ論を批判している。岡山の議論を参照すれば、本研究が分析対象とする大曲浜の契約講は、震災発生直前の集落のなかで生産互恵機能をもたず、自治機能と祭礼機能の一部を担う地域組織であったといえる。⁷ 東日本大震災に際して、大曲浜の講連合組織は自治機能を發揮した。講連合組織は発災直後に地域住民の復興への要望をとりまとめ、東松島市に集団移転を要求する活動を行つていている。筆者は別稿で復興計画策定期の大曲浜の講連合組織の対応を分析した（辻 2014）。

⁸ 大曲浜地区の契約講が制作し、2012年8月16日に序幕式を行つた大震災慰靈碑に刻まれた犠牲者の数に依拠する（『石巻かほく』2012.8.17）。

⁹ 震災前、大曲浜獅子舞保存会の公演機会は年間10回程度であり、市外の公演は珍しかった（2014年9月19日に実施した大曲浜獅子舞保存会会長、若手会員への聞き取り調査より）。

¹⁰ 宮城県神社庁 HP「宮城県神社庁のあゆみ」(<http://miyagi-jinjacho.or.jp/ayumi.html>、2016年1月13日取得)を参照。

¹¹ 宮城県沖地震による県内神社の被害額は5億7414万9000円であった。これに對して、宮城県神社庁の災害慰霊規定による見舞金は300万円、神社本庁の見舞金は300万円、各県神社庁からの見舞金は88万円であり、総額688万円であった（宮城県神社庁 1988: 40）。

¹² 東日本大震災に伴い、本殿・拝殿・幣殿などの建造物について一部損壊以上の被害を受けた神社は、宮城県内の神社931社のうち689社を数えた（神社本庁 2012: 4）。

¹³ 2014年3月25日に実施した宮城県神社庁への聞き取り調査および、神社本庁『月刊若木』753号（2012年3月1日発行）p5を参照。なお拠点に指名されたのは、竹駒神社（岩沼市）、宮城県護国神社（仙台市）、志波彦神社・鹽竈神社（塩釜市）、八坂神社（大崎市）、平野神社（栗原市）の5社である。

¹⁴ 宮城県神社庁提供資料「宮城県神社庁の社殿再建計画」を参照。

¹⁵ 本項の記述は2012年9月7日、2014年2月8日、2015年6月24日に実施した大曲浜玉造神社氏子総代会への聞き取り調査を参照。

¹⁶ 2014年3月21日に実施した大曲浜玉造神社宮司への聞き取り調査を参照。

¹⁷ 東松島市は市町村合併後の2008年に、市内8地区（小学校区）に「まちづくり協議会」を設置し、2009年4月の指定管理者制度導入後、従来の公民館を「市民センター」として再編していた。従来の公民館長は行政職員であったが、再編後の市民センター長は民間人・地域住民が勤め、玉造神社再建に際して支援を行つた市民センター長は元高校商業科の教員であった。総代役員はこの市民センター長が前職の経験から持つ法務・財務の知識を頼りにしたのである。なお、旧玉造神社鎮座地の用地売却に関しては、総代会と当地を含む大曲浜一帯を災害危険区域に指定した東松島市との交渉が必要であり、本稿執筆の2015年度末時点でおお交渉中である。旧玉造神社鎮座地の売却は、当面の神社管理・運営費の確保、本格的な社殿の再建に目途がつくことにつながるため、今後の玉造神社の維持可能性を左右するものと推察される。寺社用地は土地所有者が宗教法人・国・地方自治体など複数にまたがることも珍しくないうえ、不動産登記が進んでいないこともある。安部（2013）の事例も参照すると、日本において災害時の寺社用地売買をめぐる法制度整備は進んでおらず、法曹界における議論・検討が期待される。

¹⁸ 本項の記述は、2014年2月7日に実施した東松島市建設業協会会長への聞き取り調査を参照。

¹⁹ 市外2業者のうち、1社は震災後の大曲浜漁港区域の港湾整備事業を受注した大手建設業者である。もう1社は、大曲浜に隣接する石巻市に事業所をかまえる産業廃棄物処理業者であり、震災前から大曲浜の住民は当社の存在を認識していたと推察される。

²⁰ 東松島市は矢本町・鳴瀬町の2町の村等合併により、2005年4月1日に市政施行した。

²¹ H社社長は2012年5月23日に開催された東松島市商工会2012年度通常総代会にて新会長に就任し、建設業協会会长との二職を兼任することになった(『石巻かほく』2012.5.27)。

²² 東松島市建設業協会会长提供資料「現場管理に対する指示」を参照。具体的な指示内容としては、瓦礫処理置場付近の洪滞を回避するための一方向通行の適用(ロータリー方式)などがある。

²³ 本項の記述は、2014年2月12日に実施したNPO法人児童養護施設支援の会への聞き取り調査を参照。このほか、大曲浜獅子舞の再開に向けた祭典の調達に際しては、東松島市建設業協会会长H社社長による寄付と、日本財団の助成金が活用されている。日本財団は、大曲浜獅子舞保存会も加入する、石巻地区の無形民俗文化財の保存団体の連合組織(石巻地区文化協会連絡協議会)への財政的支援を行った。日本財団は石巻地区文化協会連絡協議会の加盟25団体に、獅子頭や太鼓などの購入費として約4000万円を寄付した(『石巻かほく』2012.9.23)。震災後の日本財団の寄付と無形民俗文化財再開支援に関連した事例研究としては金(2014)を参照せよ。

²⁴ 東京都大田区HP「宮城県東松島市の現地支援に関する情報」(<http://www.city.ota.tokyo.jp/shinsai/shien/genchi/index.html>、2016年1月19日取得)

²⁵ 2011年9月22日東松山市議会9月定期会・一般質問議事録を参照。東松島市支援事業は市民活動推進費として予算計上されている。

²⁶ 本項の記述は、2016年1月18日に実施した羽田神社官守会への聞き取り調査を参照。

²⁷ 2015年3月4日東松山市議会終席常任委員会議事録を参照。東松島市支援事業は市民活動推進費として予算計上されている。

²⁸ 羽田は神輿が盛んな地域であり、羽田まつりの際は青年会が取り仕切って、神輿を運営する。なお羽田16町のすべての町会に青年会があるわけではなく、羽田青年連合会は、13町の青年会と神輿同好会3団体から構成されている。

²⁹ 2014年8月の羽田神輿の東松島市夏祭りへの派遣については、被災地支援の一環として大田区の予算が拠出され、羽田神社関係者ではない大田区民にも参加の募集がなされた。

³⁰ 本項の記述は、2016年1月19日に実施したNPO法人チーム東松山への聞き取り調査を参照。

³¹ NPO法人チーム東松山HP「東日本大震災被災地復興支援事業」(<http://thm.hiki.tv/>、2016年1月19日取得)を参照。ボランティアバスツアーワークの行先には、東松島市のほか、石巻市鶴川も含まれる。

³² 詳細な記述はしないが、NPO法人チーム東松山よりこれまで大曲浜獅子舞保存会に提供された募金・寄付は、総額200万円近くに上る。

³³ 自治体と支援団体・組織、地域住民組織の媒介者として、住民として地域住民組織の運営に関わる「公私混同型自治体職員」(清原・菅野2004)の果たした役割は不可欠であった。

³⁴ 筆者は本稿で焦点を当てた宮城県神社庁の支援制度に関して、調査協力者の一人である玉造神社宮司より支援の公平性について示唆をうけた。例えば内陸部で地震被害により半壊被害を受けた石巻市K神社は、神社庁の再建支援制度を受けることができなかつた。そのため氏子の寄付と文化庁の補助により社殿を再建した(『石巻日日新聞』2012.10.11)。東日本大震災における寺社・祭礼再開については、沿岸部と内陸部の支援格差が顕在化したといえるのかもしれない。

³⁵ 宮城県は、2015年度から被災者の自治会活動の再生を支援する新たな補助制度を打ちあげる。この制度は2015年度一般会計当初予算「地域コミュニティ再生支援事業」1億円を財源として、災害公営住宅入居者を主な対象とするものである。災害公営住宅入居者の勉強会や趣味の集まり、交流目的の食事会などの経費負担が主な使用用途として想定されているが、伝統的な祭りの復活につながる太鼓や神輿の購入費などにも拠出される予定である(『河北新報』2015.3.27)。

³⁶ 災害ボランティアに関する研究では、阪神淡路大震災後の行政による災害ボランティアの制度化が、東日本大震災における災害ボランティアの自律的活動を抑制し、「ボランティアの標準化」を生んだと指摘されている(関2013)。政府・自治体という公的セグメントによる制度化は逆機能する可能性があり、災害時の寺社・祭礼に関する支援制度に関しては、寺社・祭礼に関するアクターの多様な支援動機を阻害しない制度となるよう、検討していくべきである。

[参考資料]

神社本庁、2012、「月刊若木」753号(2012年3月1日発行)。

宮城県神社庁、1976、「宮城県神社名鑑」。

——、1988、「宮城県神社行誌統編」。
無形文化遺産情報ネットワークHP(<http://mukei311.tobunken.go.jp/fbox.php?eid=10171&s=o>、2016年1月19日取得)。

矢本町、1988、「矢本町都市計画基本計画」。
横須賀建設業協会、2012、「東松島市建設業協会との意見交換会について(実施報告)」横須賀建設業協会

HP(<http://www.yokokenn.jp/zyouhou7.html>、2016年1月17日取得)。

【引用文献】

- 安部美和、2013、「2004年中越地震後の集団移転とその事例—新潟県長岡市（旧川口町）小高集落の事例」『公益社団法人日本都市計画学会都市計画報告集』11：184-187.
- 渥美公秀、2012、「被災地のリレーから広域ユイへ」『人間関係研究』11：1-12.
- Daly, Patric , 2014, "Embedded wisdom or rooted problems? Aid workers' perspectives on local social and political infrastructure in post-tsunami Aceh" *DISASTERS*: 39 (2) : 232-257.
- 橋本裕之、2015、「震災と芸能—地域再生の原動力」追手門学院大学出版会.
- Henry Jacques, 2013, "Return or relocate? An inductive analysis of decision-making in a disaster" *DISASTERS* : 37 (2) , 293-316.
- 藤森雄介、2013、「仏教の活動」稻場圭信・黒崎浩行編『震災復興と宗教』 明石書店、88-113.
- Gaillard, J C and Texier P, 2010, *Religions, natural hazards, and disasters: An introduction, Religion*: 40 (2) : 81-84.
- 岡山卓矢、2009、「ムラ」なき契約講—民俗学における地域観の再検討『アジア文化史研究』9: 19-35.
- 、2013、「同族と契約講についての若干の考察」『アジア文化史研究』13: 1-20.
- 高橋和義、2013、「キリスト教の活動」稻場圭信・黒崎浩行編『震災復興と宗教』 明石書店、88-113.
- 金義清、2014、「震災メントチー——第二の津波に抗して」新曜社.
- 金賛貞、2014、「東日本大震災と離島の民俗文化」高倉浩樹・滝澤克彦編『無形被災民俗文化財が被災するということ—東日本大震災と宮城県沿岸部地域社会の民俗誌』新泉社、79-99.
- 北村敏泰、2013、「『吉縁』—東日本大震災・寄り添う宗教者たち」徳間書店.
- 渭原慶子・菅野典雄、2004、「一人ひとりを基礎としたコミュニティ・ガバナンス——市民、家族、地域、自治体の「関係」をつくるために」『年報自治体学』17: 8-12.
- 黒崎浩行、2013、「神社神道の活動」稻場圭信・黒崎浩行編『震災復興と宗教』 明石書店： 63-87.
- 、2014、「宗教を越えた災害支援のネットワーク」國學院大學研究開発推進センター編『共存学2 ——災害の人と文化、ゆらぐ世界』弘文堂、69-84.
- McLaughlin, Levi, 2013a, "What Have Religious Groups Done After 3.11? Part 1: A Brief Survey of Religious Mobilization after the Great East Japan Earthquake Disasters" *Religion Compass* :7 (8) : 294-308.
- , 2013b, "What Have Religious Groups Done After 3.11? Part 2: From Religious Mobilization to "Spiritual Care", *Religion Compass*: 7 (8) : 309-325.
- 三木英、2015、「宗教と震災——阪神・淡路、東日本のそれから」森話社.
- 澤田雅告・上村靖司・田口太郎・福留邦洋・稻垣文彦・長聰子・宇田優子・黒木宏一・宮本匠・阿部功・金子知也・日野正基・松井千明・山崎麻里子、2013、「新潟県中越地震からの復興状況について—「地域」を対象としたアンケート調査から」『日本災害復興学会2013年度大阪大会講演論文集』： 58-61.
- 関嘉寛、2013、「東日本大震災における市民の力と復興—阪神・淡路大震災・新潟県中越地震との比較」田中重好・船橋晴俊・正村俊之編著『東日本大震災と社会学—大災害を生み出した社会』ミネルヴァ書房、83-105.
- 武田尚子、2005、「祭礼の変容と地域社会—福山市内海町の事例から」『ソシオロジスト』7: 191-216.
- 滝澤克彦、2014、「祭礼を無理に復活させないといふ選択—岩沼市寺島地区の事例から」高倉浩樹・滝澤克彦編『無形被災民族財が被災するということ—東日本大震災と宮城県沿岸部地域社会の民俗誌』新泉社: 166-176.
- 田中重好、2012、「災害へのコミュニティ・アプローチとコミュニティ防災」『名古屋大学社会学論集』32: 75-98.
- , 2015、「東日本大震災で「新しい」支援のやり方が生まれたか」自治体間支援研究会編『東日本大震災自治体間支援調査報告書』(科学研究費・基盤研究(B)「東南海・南海地震に対する地域社会の脆弱性とアリペニアードネスに関する実証的研究」報告書).
- 徳田剛、2015、「被災外国人支援におけるカトリック教会の役割と意義—東日本大震災時の組織的対応とフィリピン系被災者への支援活動の事例より」『地域社会学会年報』27: 113-126.
- 豊田利久、2012、「復興資金—財源と使途を巡って」『復興』5 : 13-18.
- 辻岳史、2014、「仙台平野型混住地域におけるコミュニティの再編と機能回復—東日本大震災・宮城県東松島市の事例から」『名古屋大学社会学論集』34: 1-32.
- 山泰幸、2006、「象徴的復興」とは何か』『先端社会研究』5: 153-176.